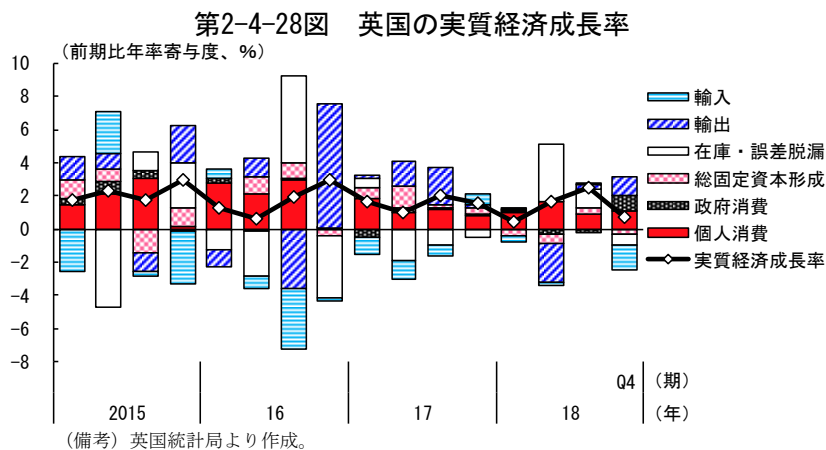


(2) 英国経済の動向

英国経済は、19年3月末にEU離脱期日³⁴を控え、離脱に係る不確実性の高まりが経済活動全体の重石となり、景気は弱い回復となっている。不確実性の高まりは、特に企業の投資判断を長期にわたり抑制しているほか、家計の消費行動にも負の影響を及ぼしている。先行きについても、英国政府がEUと合意した離脱協定案について、19年2月時点でいまだ英国議会の承認が得られていない状況にあり、今後のEU離脱問題の動向によっては、景気が下振れするリスクがある。

(景気は弱い回復)

英国経済は、EU離脱に係る不確実性が高まる中、経済活動全般が停滞していることに加え、外需の伸びが鈍化したことを受け、18年末に向け成長率が鈍化した(第2-4-28図)。個人消費は、一時的な押し上げ要因³⁵を除いた基調としては、おおむね横ばいで推移している。民間設備投資は、不確実性の高まりによる影響をとりわけ大きく受け、18年に入り4四半期連続でマイナスとなるなど、弱い動きとなっている。輸出も15年末以降のポンド減価の影響のはく落や、外需の伸びの鈍化から、おおむね横ばいとなっている。生産は、国内外からの需要の鈍化により弱含んでいる。失業率は、1975年以来の低水準でおおむね横ばいとなっている。コア物価上昇率は、原材料価格の高騰にもかかわらず企業間競争の激化等を背景に価格転嫁が困難となっていることを受け、イングランド銀行(BOE: Bank of England)のインフレ目標である2%近辺で安定している。



³⁴ 英国時間で3月29日23時、中央ヨーロッパ時間で3月30日午前0時を指す。英国のEU離脱に関する詳細については、付論1. 英国のEU離脱をめぐる動き を参照。

³⁵ 18年7～9月期には、好天やイベント等の一時的要因により個人消費が高めの経済成長(前期比年率2.5%)に寄与した(前期比年率寄与度0.9%)。

（消費はおおむね横ばい）

個人消費は、英国のEU離脱に係る不確実性の一層の高まりにより、消費者マインドが大幅に低下する一方で、所得環境の改善や一時的な要因に支えられ、おおむね横ばいで推移している。

家計の所得環境は、18年は、労働市場のひっ迫を受け名目賃金上昇率が3%台へと加速し、実質賃金は増加に転じている（第2-4-29図）。雇用も継続的に増加しており、こうしたことから所得環境は改善している。他方、消費者マインドは16年6月のEU離脱に係る国民投票以降、長期にわたりマイナス圏内で推移してきたが、とりわけ18年後半はEU離脱に係る不確実性の一層の高まりにより急速に悪化しており、消費の下押し圧力となっている（第2-4-30図）。

こうした中、18年7～9月期の個人消費は、例年より温暖な気候やワールドカップ開催といった一時的要因もあり、前期比年率1.4%増となった（前掲第2-4-28図）。10～12月期の実質個人消費は、EU離脱に備えた生活必需品等の備蓄需要に加え、15年末以降のポンド減価の影響のはく落に伴う家計の実質購買力向上等により、前期比年率1.6%増となった³⁶。

また、新規乗用車登録台数をみると、17年4月以降の自動車税改正³⁷の影響や政府のディーゼル車規制の方針³⁸もあって前年比で大幅に減少傾向となっている。さらに、18年9月のWLTPの欧州における全面施行に伴い、ユーロ圏と同様、施行前の大幅な値引き実施を受けて7月及び8月に急増した後、9月以降はマイナスが続いており、18年後半の消費の伸びを抑制した³⁹（第2-4-31図）。

ただし、総じてみれば比較的底堅かった18年の消費の増加は、実質所得の伸びが比較的緩やかな中、貯蓄率の低下が寄与しているという見方⁴⁰もあり（第2-4-29図、第2-4-32図）、今後、EU離脱に係る不確実性の一層の高まりにより、貯蓄率が上昇に転じた場合には消費が急減速するおそれもある。特に、仮に円滑な離脱とならない見込みとなった場合、貯蓄率の上昇のほか、ポンド急落による消費者物価上昇率の上昇、雇用環境

³⁶ EU離脱への備えとして、6か月分の備蓄が推奨されている医薬品の売上数量（季調値）は、10月は前年比32.6%、11月は同41.2%、12月は同43.7%と高い伸びを示している。

³⁷ 17年4月に自動車税が改正され、二酸化炭素排出量の多い車両に対する課税が強化された。それまで1km当たりの二酸化炭素排出量が100g未満の車両は課税されなかったが、二酸化炭素を排出しないゼロ・エミッション車を除き、排出量に応じて課税されるなどの改正がなされた。

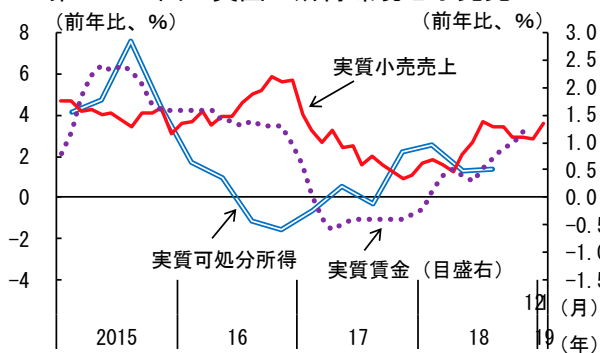
³⁸ 英国政府は17年7月26日、大気の改善を目的とした「沿道の二酸化窒素濃度に対する英国の取組計画」(UK plan for tackling roadside nitrogen dioxide concentrations)を公表し、新たに取得するディーゼル車への課税を見直す方針を示した。これを受け、18年4月1日以降に登録するディーゼル車について、EU規則に基づく排出ガス基準を満たさない場合、取得年の自動車税を増税するとの措置が導入された。

³⁹ 詳細は コラム2-3 乗用車の新排出ガス・燃費試験法(WLTP)の全面施行による経済への影響 を参照。

⁴⁰ BOE “Inflation Report” (18年11月)を参照。

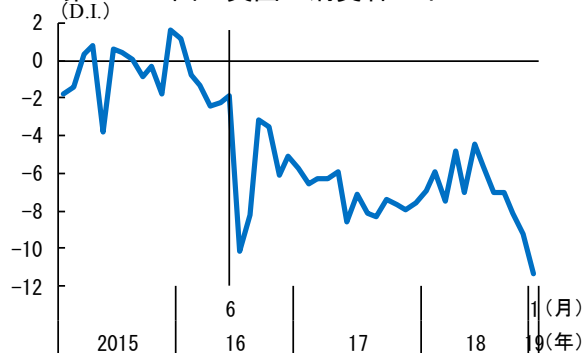
の悪化、といった事態になる可能性が生じるおそれもあり⁴¹、消費の先行きをめぐる不確実性は大きい。

第2-4-29図 英国の所得環境と小売売上



(備考) 1. 英国統計局より作成。
2. 実質小売売上、実質賃金は3か月移動平均値。
3. 実質可処分所得は四半期。

第2-4-30図 英国の消費者マインド



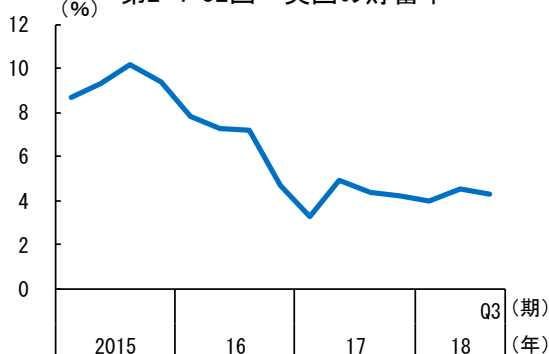
(備考) 欧州委員会より作成。

第2-4-31図 英国の新規乗用車登録台数



(備考) 英国自動車製造取業者協会 (SMMT) より作成。

第2-4-32図 英国の貯蓄率



(備考) 英国統計局より作成。

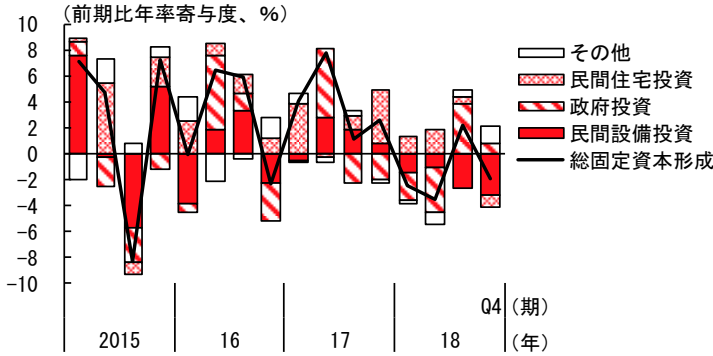
(民間設備投資は弱い動き)

民間設備投資は、18年に入って4四半期連続でマイナス成長となるなど、弱含んでいおり(第2-4-33図)、設備稼働率も低下傾向にある(第2-4-34図)。金融環境が緩和中であるにもかかわらず、設備投資が弱含んでいる理由としては、EU離脱に係る不確実性が最大の要因として挙げられている(第2-4-35図)。企業を対象にBOEが実施した将来の設備投資意欲に関する調査結果をみても、サービス業、製造業共にEU離脱に係る不確実性が高まった18年後半以降急落しており、設備投資は今後も弱い動きが続くと見

⁴¹ 付論1. 英国のEU離脱をめぐる動き を参照。

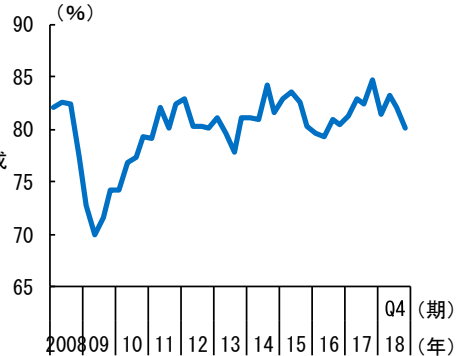
込まれる（第2-4-36図）。

第2-4-33図 英国の総固定資本形成



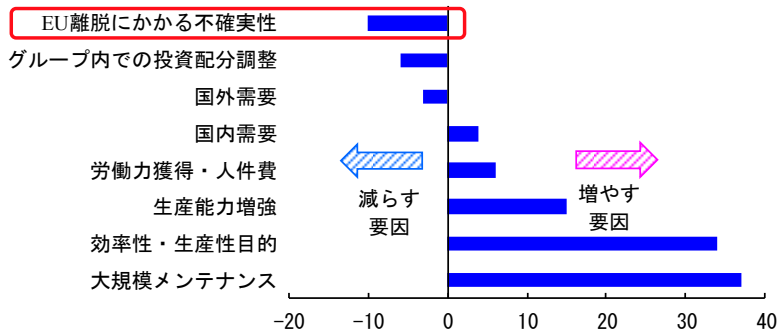
(備考) 英国統計局より作成。

第2-4-34図 英国の設備稼働率



(備考) ユーロスタットより作成。

第2-4-35図 英国の設備投資増減の決定要因



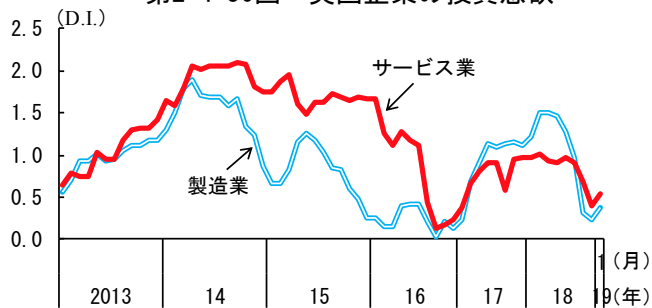
(投資を増加させると答えた企業の割合－減少させると答えた企業の割合、%)

(備考) 1. BOEより作成。

2. 過去12か月間と今後12か月間の計画を比較。

3. 調査期間：2018年8月15日～10月5日、回答企業：352社。

第2-4-36図 英国企業の投資意欲



(備考) 1. BOEより作成。

2. 今後12か月の企業の設備投資意欲について調査。

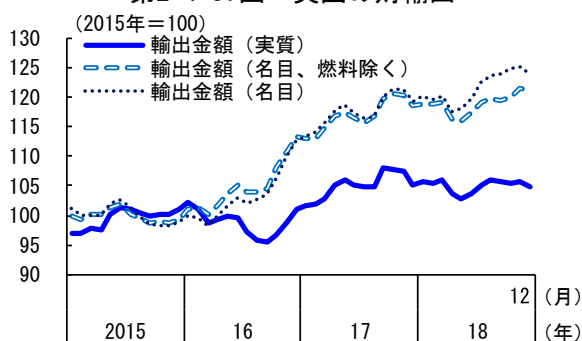
3. 点数は5ポイントから－5ポイントの範囲で回答。

(輸出はおおむね横ばい)

輸出は、17年中は堅調な世界需要やポンド減価に支えられて持ち直しの動きがみられたが、18年後半以降は外需の伸びの鈍化やポンド減価の影響のほく落等により、おおむね横ばいで推移している（第2-4-37図、第2-4-38図）。ただし、製造業PMIの新規輸出受注指数は、EU離脱に係る不確実性から17年末以降低下を続け、18年8月以降は中立水準である50をたびたび割り込んでいる（第2-4-39図）。19年3月末のEU離脱期日が迫る中、在庫積増しの動きによりEUからの受注が増えているほか、アメリカや中国等のEU域外からの受注に下支えされているものの、総じて弱い動きとなっており、今後輸出が弱含む可能性がある（前掲第2-4-17図）。

仮にEUを合意なしで離脱した場合には、直ちに輸出品にWTO関税がかけられるのみならず、輸出手続により多くの時間やコストがかかるようになるため、輸出が大幅に下押しされる可能性も留意点である。

第2-4-37図 英国の財輸出



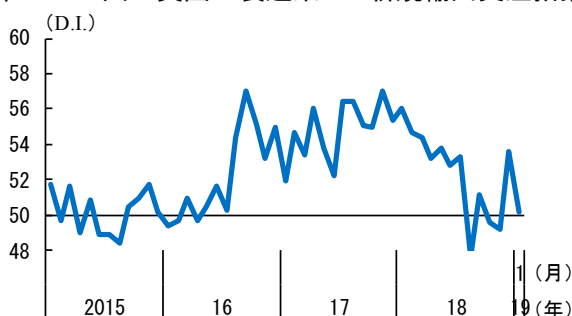
(備考) 1. 英国統計局より作成。
2. 3か月移動平均値。

第2-4-38図 ポンドの実効為替レート



(備考) BOEより作成。

第2-4-39図 英国の製造業PMI新規輸出受注指数

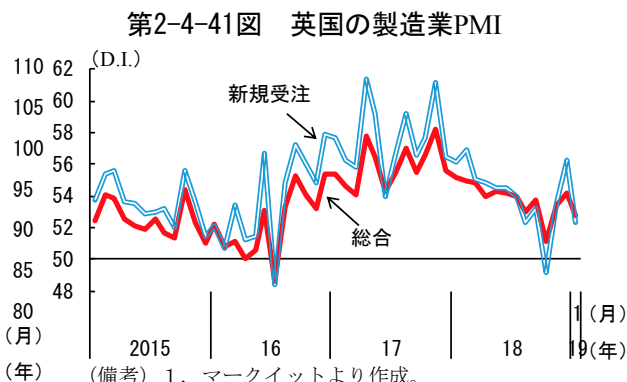
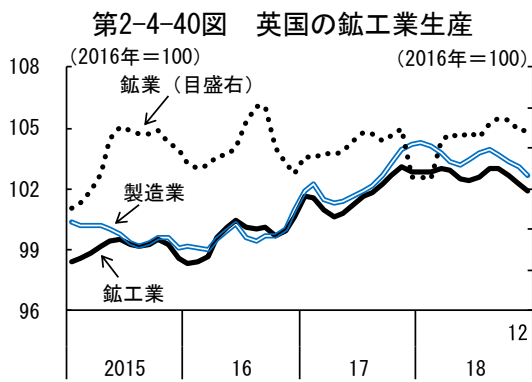


(備考) 1. マークイットより作成。
2. 前月と比べた当月の変化(方向性)について指数化したもので、50を上回ると増加、下回ると減少。

(生産は弱含み)

英国の鉱工業生産は、外需の伸びの鈍化やEU離脱に係る不確実性の高まりを受けて、18年半ばに持ち直しの動きから横ばいに転じた後、18年8月以降は5か月連続でマイナスとなっている(第2-4-40図)。

先行きに関して、製造業PMIの新規受注指数をみると、18年半ば以降急速に低下を続け、10月に一時中立水準である50を割り込んでいる。先にみた製造業PMIの新規輸出受注指数も低下傾向にあることから、国内外からの受注が減少しており、生産が当面弱含む可能性が示唆される(前掲第2-4-39図、第2-4-41図)。なお、製造業PMI新規受注指数が18年11月から19年1月にかけて多少持ち直す動きがみられたが、これは、EU離脱に備えた企業の原材料や部品、完成品等の在庫積増しの動きを受けたものとの見方もあり、実勢よりも生産の数字を押し上げている可能性がある⁴²。



(雇用情勢は引き続き改善、賃金も上昇)

雇用情勢は、引き続き改善している。失業率(ILO基準)は18年2月に均衡失業率(4.25%)⁴³を下回る4.2%にまで低下し、その後も75年以来の歴史的な低水準となる4.0~4.1%でおおむね横ばいで推移している(第2-4-42図)。労働参加率も12年以降緩やかな上昇傾向にあり、18年後半以降、世界金融危機以前を超える水準に達している(第2-4-43図)。

このような労働需給の引締りに伴い、名目賃金(週平均、ボーナス除く)上昇率は18年に入り加速しており、前年比3%超と08年12月ぶりの高水準となった。17年を通じマ

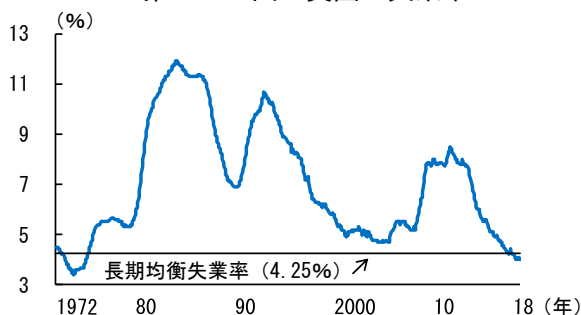
⁴² BOE “Agents’ survey on preparations for EU withdrawal and results from the Decision Maker Panel survey” (18年12月)

⁴³ BOEの推計による長期均衡失業率(Long-term Equilibrium Rate of Unemployment) (BOE “Inflation Report” (18年2月)による)。

イナスとなっていた実質賃金（週平均、ボーナス除く）は、ポンド減価の影響のほく落及び10月以降の原油価格の低下に伴う消費者物価上昇率の低下を受け（第2-4-48図）、18年2月には1年ぶりにプラスに転じ、その後も緩やかに上昇している（第2-4-44図）。

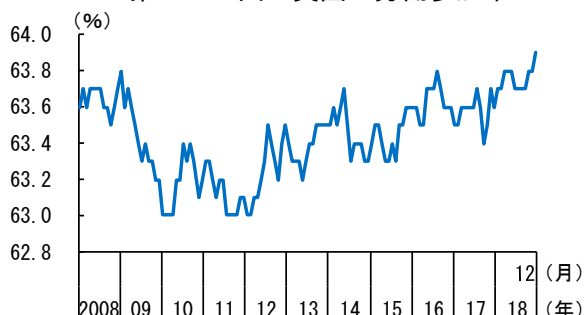
このように、賃金上昇率が高まっている一方で、生産性の上昇は緩やかなものにとどまっていることから、単位労働コストは徐々に上昇しており（第2-4-45図）、企業収益の圧迫から、今後、雇用情勢が悪化に向かうおそれもある。

第2-4-42図 英国の失業率



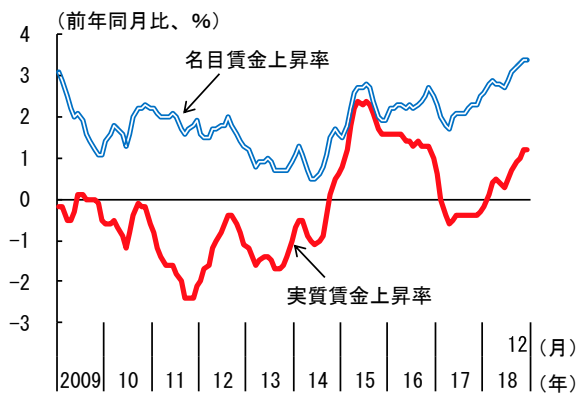
(備考) 1. 英国統計局より作成。
2. 各月値は3か月移動平均値。
3月値は、1～3月の平均となる。

第2-4-43図 英国の労働参加率



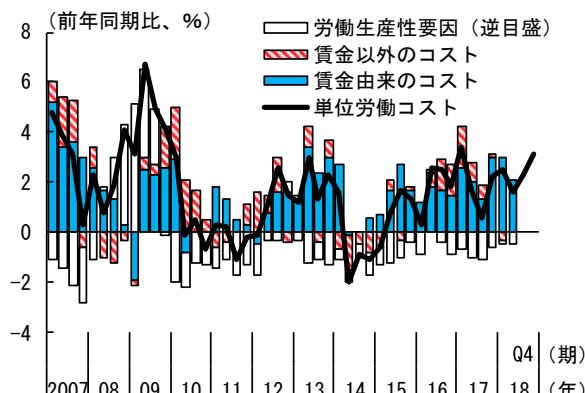
(備考) 1. 英国統計局より作成。
2. 各月値は3か月移動平均値。
3月値は、1～3月の平均となる。

第2-4-44図 英国の名目賃金及び実質賃金



(備考) 1. 英国統計局より作成。
2. 3か月移動平均値。

第2-4-45図 英国の単位労働コスト

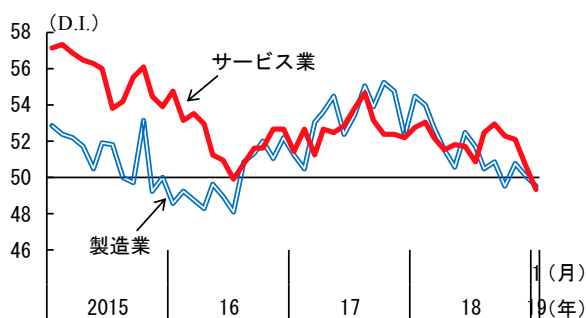


(備考) 1. BOEより作成。
2. 2018年10～12月期は予測値。

(労働需給のひっ迫が続く)

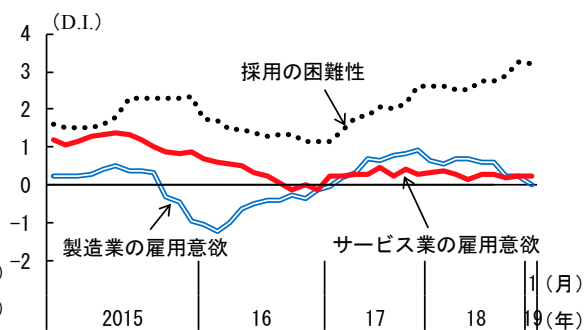
労働需給はひっ迫しているにもかかわらず、PMIの雇用指数は、17年半ばより製造業及びサービス業ともに低下傾向⁴⁴にはあったが、18年末に向け急速に悪化し、19年1月には中立水準である50を割り込んだ(第2-4-46図)。19年2月のBOEの調査においては、企業の雇用意欲は引き続き失われていないものの、EU域内からの移民の減少⁴⁵により、農業や製造業を中心に広範な分野において、必要な技能や知識を持った人材を確保することが困難である旨が指摘されている(第2-4-47図)。今後、EU離脱に伴い、EUと英国間の人の移動の自由が制限された場合には、労働供給制約がより深刻なものとなり、潜在成長率の下押し圧力となる可能性がある。

第2-4-46図 英国のPMI雇用指数



(備考) 1. マークイットより作成。
2. 前月と比べた当月の変化(方向性)について指数化したもので、50を上回ると増加、下回ると減少。

第2-4-47図 英国企業の採用の困難性



(備考) 1. BOEより作成。
2. 今後12か月の企業の雇用意欲について調査。
3. 点数は5ポイントから-5ポイントの範囲で回答。

(コア消費者物価上昇率は安定的に推移)

コア消費者物価上昇率は2%前後で安定的に推移している(第2-4-48図)。これは、輸入物価や生産者投入価格といった川上の物価上昇率が、15年末以降の大幅なポンド減価の影響はく落や18年10月以降の原油価格の下落を受け、低下していることに加え、サービス業を中心とした企業間の価格競争の激化により、川下への価格転嫁が困難となっていることが寄与している(第2-4-49図)。消費者物価上昇率(総合)は、17年11月に前年同期比3.1%とピークを打った後、徐々に低下し、19年1月にはBOEのインフレ目標(2%)を下回った(第2-4-48図)。こうした状況を踏まえ、19年2月、BOEは19年の消費者物価上昇率(総合)はおおむね2%をやや下回る水準で推移すると見通しを

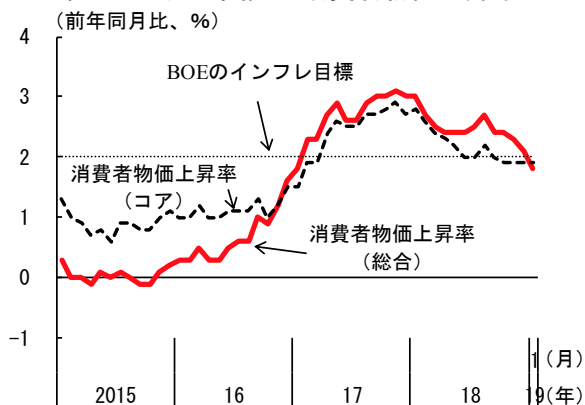
⁴⁴ 前月と比較して今月の採用数が多い場合は50を超え、少ない場合は50未満となる。

⁴⁵ コラム2-5 EU離脱を控えた移民の動向を参照。

下方改定した。

ただし、例えば英EU間の合意なし・移行期間なしのEU離脱等、仮に英国のEU離脱が円滑に行われなかった場合には、急激なポンド減価や、WTO関税の賦課による輸入コストの増大、財の円滑な移動が妨げられることに伴う原材料や資材等の不足により、消費者物価が急上昇する可能性もある⁴⁶。

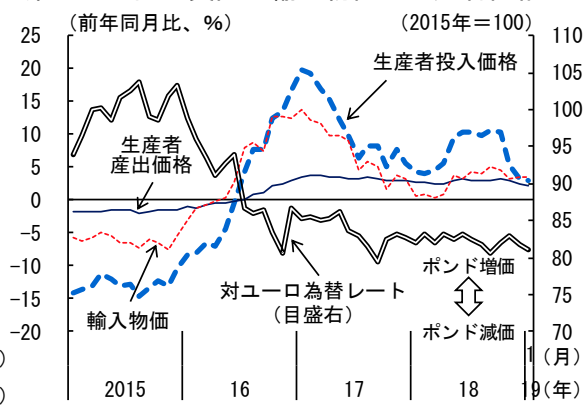
第2-4-48図 英国の消費者物価上昇率



(備考) 1. 英国統計局より作成。

2. コア物価はエネルギー・非加工食品を除く。

第2-4-49図 英国の輸入物価と生産者価格



(備考) 英国統計局、データストリームより作成。

(金融政策は政策金利の据え置きが続く)

BOEは、18年8月の金融政策委員会で9か月ぶりに政策金利である準備預金金利⁴⁷を引き上げ、それまでの0.50%から0.75%とした。消費者物価上昇率が目標値の前年比2%を超えて推移している中で、4～6月期は1～3月期の一時的な成長鈍化から回復したこと、ポンド減価やエネルギー価格高騰といった外的要因については落ち着きが見込まれるものの、労働市場の需給のひっ迫が進み、19年末以降は国内的なコスト圧力が高まると見込まれることから、全会一致での利上げ決定となった。その後の18年9月、10月、12月及び19年2月の金融政策委員会では、いずれの会においても政策金利を全会一致で据え置き、利上げのペースは、「限定的かつ段階的に行う (at a gradual pace and to a limited extent)」という姿勢を堅持している (第2-4-50図)⁴⁸。他方、景気の判断及び先行きについては、会を重ねるごとに下方改定されており (第2-4-51表)、市場が織り込む政策金利の最初の引上げ時期も19年2月公表のインフレーションレポートでは20

⁴⁶ 第2-4-52表を参照。

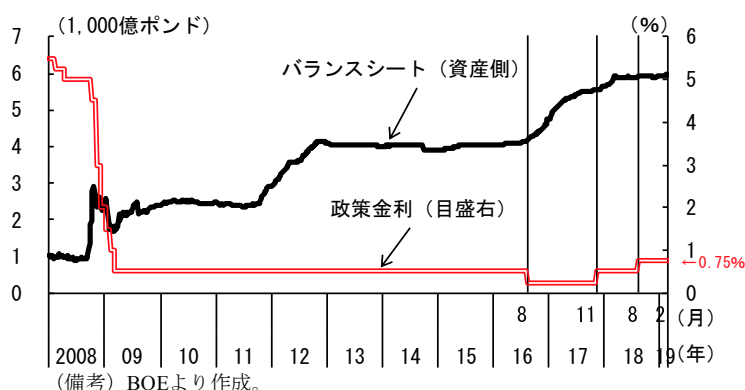
⁴⁷ 金融機関から受け入れた準備預金に対し付利する際の金利。06年5月以降、BOEは金融調節手段として準備預金制度を導入している。

⁴⁸ 量的緩和政策については、国債買取枠4,350億ポンド、社債買取枠100億ポンドで据え置かれた。

年10～12月期へと先送りされ、19年中の利上げの実施は見込まれていない。

9月の金融政策委員会では、新興市場国通貨の下落や米中貿易摩擦の高まりによる景気の下押しリスクについて初めて具体的な言及がなされた。続く11月公表のインフレーションレポートでは、世界経済成長率の鈍化やユーロ圏経済の減速、景気の下押しリスクの高まり等に言及する一方で、円滑なEU離脱となった場合には、不確実性が解消されることに伴う設備投資をはじめとした需要の回復により、インフレ圧力が高まることが見込まれるため、3年後の政策金利を従来見通しの1.25%から1.50%⁴⁹に引き上げる必要があるとした。さらに、EU離脱の方向性によっては引締め・緩和のいずれもあり得ることに言及した。

第2-4-50図 BOEの金融政策



第2-4-51表 BOEの見通し⁵⁰

項目	公表	単位	2019年	2020年	2021年
実質GDP成長率	2019年2月	前年比、%	1.2	1.5	1.9
	(2018年11月)		(1.7)	(1.7)	(1.7)
	(2018年8月)		(1.8)	(1.7)	
失業率 (1～3月期時点)	2019年2月	%	3.9	4.1	4.1
	(2018年11月)		(3.9)	(3.9)	(3.9)
	(2018年8月)		(3.9)	(3.9)	(3.9)
消費者物価 (10～12月期時点)	2019年2月	前年比、%	2.0	2.1	2.1
	(2018年11月)		(2.1)	(2.1)	(2.0)
	(2018年8月)		(2.2)	(2.0)	
政策金利 (1～3月期時点)	2019年2月	%	0.7	0.9	1.0
	(2018年11月)		(0.8)	(1.1)	(1.3)
	(2018年8月)		(0.7)	(1.0)	(1.1)

(備考) BOEより作成。

⁴⁹ 18年6月の議事要旨にて、政策金利が1.5%近辺に到達するまで資産購入プログラムで購入した保有資産を維持するとした。

⁵⁰ 円滑なEU離脱を想定。なお、18年11月1日公表時点では、19年度予算案(10月29日公表)で示された財政緩和は勘案されていなかった。

12月の金融政策委員会では、10月の会合以降、景気の下方リスクが拡大するとともに、EU離脱に伴う不確実性も著しく高まっているとされた⁵¹。また、EU離脱に係る不確実性の高まりは、ポンド減価や不安定性の増大、株価の急落をもたらしているほか、18年以降企業投資を抑制しているが、資金調達環境が一層引き締めつつあることから、当面この傾向は続くだろうとされた。なお、物価上昇率に関しては、18年10月以降の原油価格の下落を受け、10～12月期は7～9月期に比べ落ち着いてきてはいるものの、賃金上昇率は既に加速していることから、国内インフレ圧力は19年から20年にかけて更に高まるため、19年及び20年は政策ターゲットである2%をわずかながら上回って推移すると見込まれるとされた。また、10月29日に公表された財政拡張的な19年度予算案の経済への影響については、今後3年間で実質経済成長率を0.3%ポイント押し上げる効果があるとの試算も示された。

19年2月のインフレーションレポートでは、19年の経済成長見通しを1.7%（18年11月時点）から大幅に下方改定し、BOEが潜在成長率とする1.5%⁵²を下回る1.2%とされた⁵³。こうしたことから、市場が織り込む政策金利の動向についても、18年11月時点では22年半ばまでの予測期間中に3回程度となっていた金利の引上げ回数が1回程度となった。一方で、今後のEU離脱プロセス、特に離脱後に交渉が行われるEUとの間の新たな貿易関係の内容や移行期間の有無、家計や企業の反応により見通しは大きく影響を受け得るため、BOEは状況に応じ柔軟に対応する⁵⁴としている。

⁵¹ 経済見通しは11月時点から弱まったとし、18年10～12月期の実質経済成長率を前期比0.3%から同0.2%へ下方改定し、19年1～3月期も同水準となるとした。

⁵² BOE “Inflation Report”（18年2月）を参照。

⁵³ このほか19年2月には、19年の企業投資を前年比-2.75%と18年11月時点予想の同2%から大幅に引き下げ、住宅投資も同-0.5%と同1.25%から引き下げた。

⁵⁴ EU離脱後の影響に対応するため、カーニー総裁は任期を19年6月から20年1月まで延長し、18年10月任期満了だったカンリフ副総裁は再任され、23年10月まで務めることとなっている。

2. 英国のEU離脱が英国経済に与える影響

英国は、16年6月23日のEU離脱を問う国民投票で、離脱賛成票が残留票を上回ったことを受けて、17年3月29日、リスボン条約第50条⁵⁵に基づき、EUに離脱を通知し、原則2年間にわたる離脱交渉プロセスが開始された。離脱交渉は二段階に分けられて進められ、交渉による取決めは離脱協定として、法的拘束力を持たせるものとし、これとは別途、英国とEUの将来関係の枠組みに関しては、法的拘束力を持たない政治宣言としてまとめることとなった。なお、いずれも英国とEU双方の合意が必要となる。

離脱交渉の第一段階では、在英EU市民・在EU英国国民の権利保障、英領北アイルランドとアイルランド共和国の国境管理問題、未払い分担金等の清算について交渉を行うこととなり、17年12月におおむね合意に至った。その結果、離脱後の双方市民の権利は離脱前と同等に維持する、北アイルランドとアイルランドの国境については、税関や検問所の設置による国境管理の厳格化を避ける（「ハードボーダー」の回避）、英国はEUに未払い分担金等を支払うことが合意された。

これを受け、18年以降第二段階の交渉が始まり、主に、(1)離脱後の移行期間、(2)英国とEUの将来関係の枠組み、(3)アイルランド国境管理に関する具体策の導入が間に合わなかった場合の安全策（バックストップ）について協議された。このうち、移行期間については18年3月に、19年3月29日の離脱期日後、20年12月31日まで設定されることで合意した。具体的には、移行期間中、英国はEUの単一市場と関税同盟⁵⁶にとどまり、引き続きEUへの拠出金を支払うものの、EUの意思決定には原則参加できないこととなった。

一方、北アイルランド国境管理問題と英国とEUとの将来関係の枠組み、特に通商関係については交渉が難航した。北アイルランド国境管理問題について、EU側は移行期間中に具体的な解決策が導入できない場合、北アイルランドを英国の離脱後もEUの単一市場と関税領域に残留させることでハードボーダーの設置を回避することを提案していた。しかし、英国側は、英国本土と北アイルランドを異なる制度の下に置くことは、

⁵⁵ 正式名称はTreaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community。EUの法的根拠となるEU基本条約を修正する条約であり、2007年12月にポルトガルのリスボンで締結、2009年に発効した。第50条第1項では、加盟国がEUから離脱できること、第2項では、離脱を決めた国はEU首脳会議に通知することやEUはEU首脳会議で承認されたガイドラインに基づいて、当該国とEUの詳細な関係の枠組みを考慮した上で、離脱計画に関する合意を交渉すること、第3項では、離脱協定が発効する日から離脱する加盟国におけるEU基本条約の適用が終わること、離脱協定が発効していない場合でも、離脱通知から2年後にEU基本条約の適用が終わることが定められている。ただし、英国を除く27加盟国の同意が得られれば、離脱交渉期間の延長が可能。

⁵⁶ 関税同盟は、加盟国間の関税を撤廃する一方、第三国に対する対外関税を統一する制度。共通の関税政策をもつため、加盟国が自由に第三国と貿易協定を交渉することはできない。一方、単一市場は、関税同盟よりも広範囲の自由化を進め、貿易やサービスに関する規制やルールを統一し、域内での人、モノ、サービス、資本の自由な移動を可能にする取組。

英国の領土的・一体的性が損なわれるとしてこれを拒否した。一方、将来的な通商関係について、英国は、財の自由貿易地域を設置し、人の移動の自由を制限しつつ、財の取引については税関手続を回避することを提案したが、EU側は、人、モノ、サービス、資本の4つの域内移動の自由は単一市場へのアクセスの必須条件としてこれを拒否した。

その後、英国とEUの間で交渉が進められた結果、18年11月に「EU離脱協定案」と「将来関係に関する政治宣言案」が正式に合意された。特に懸案となっていた北アイルランドの国境管理問題については、英国は20年6月末までの間に、移行期間延長（1回限り、最大2年）を申請でき、20年末までの移行期間中に具体的解決策がまとまらない場合、英国は、「英国全土をEU関税同盟に残すバックストップ」、あるいは「移行期間の延長」を選択することができることとした。また、バックストップが発動された場合、英国とEU双方が合意しなければ、英国はバックストップからは脱却できないこととなった。一方、将来的な通商関係については、自由貿易圏を創出する包括的な取決めが目指され、サービスについては、英国とEUの双方は野心的で包括的かつバランスのとれた取決めを結ぶべきとされた。

しかし、英国とEUとの間で合意に至った離脱協定案に対しては、主に英国議会の与党・保守党の強硬離脱派から大きな批判を受けることになった。特に北アイルランドのバックストップについて、発動されるとEUとの合意なしには解除することができない取決めとなっていることやEU関税同盟への残留期間が明確にされていないことから、英国がEUのルールに縛られたまま主権を取り戻すことができなくなるおそれがあるとされた。その結果、離脱協定案は19年1月15日の英国議会下院において否決された。下院での否決後、メイ首相は、バックストップが一時的措置である旨の法的確約を求めてEUと協議を続けているが、EU側は離脱協定案の再交渉に応じていない。なお、メイ首相は、19年2月24日、2回目の英国議会下院での採決を3月12日までに実施する旨を表明した。

（EU離脱がもたらす英国への経済的影響）

英国とEUは、18年3月に、英国を20年末までEUの単一市場と関税同盟に残す移行期間を導入することで暫定合意していたが、EUは北アイルランド国境管理問題で合意ができなければ白紙に戻すと主張している。もしそうになると、離脱とともに、関税等が一斉に復活し、英国とEU双方の経済に混乱が生じるおそれがある。

そこで以下、英国のEU離脱がもたらす英国への経済的影響について直近の試算を整理する。

英国のEU離脱によってEU全体や英国経済にもたらされる経済的影響については、国

際機関を始め幾つかの試算がなされているが⁵⁷、英国経済への影響について、ここでは18年11月に英国政府、イングランド銀行（BOE）、英国国立経済社会研究所（NIESR）⁵⁸が公表した予測を紹介する（第2-4-52表）。

英国政府が18年11月に公表したEU離脱に関する経済分析では、18年11月25日の合意に基づく試算は示されていないが、離脱白書⁵⁹に基づくシナリオから、(1)チェッカーズ・プラン⁶⁰が実現したケース、(2)EUと自由貿易協定（FTA）を締結したケース、(3)欧州経済領域（EEA：European Economic Area）⁶¹に参加したケース、(4)合意なき離脱のケースに分けた試算が行われている。その結果、合意なき離脱となった場合には、実質GDPが最大で9.3%縮小するとしている。

また、イングランド銀行（BOE）では、18年11月25日の合意に基づき、英国・EU間の関係を4つのシナリオに分けて英国への経済的影響を分析している。具体的には、(1)今回の政治宣言で示されたEUとの経済パートナーシップが締結された場合で、(ア)財やサービスで通関や規制障壁が発生しないケース、(イ)通関や規制障壁が発生するケースに加え、(2)合意なき離脱となり移行期間が設定されなかった場合で、(ア)EUとの間で新たな貿易協定は締結されないが、英国と第三国（EUのFTA締結相手国⁶²）との協定が実現する「混乱を伴う（Disruptive）離脱」、(イ)英国と第三国（EUのFTA締結相手国）との協定が実現しない「無秩序な（Disorderly）離脱」のケース、を考え、今後5年間で、実質GDP等の経済指標がどれほど変化するかが試算されている。

その結果、(2)合意なき離脱が実現しかつ移行期間が設定されなかった場合、(ア)「混乱を伴う離脱」のシナリオで、23年の実質GDPは、16年5月時点（EU離脱決定直前）で予測された23年の実質GDPとの比較で7.75%縮小、18年11月時点（直近）で予測された23年の実質GDPとの比較では4.75%縮小するとしている。また、(イ)「無秩序な離脱」のシナリオでは、それぞれ10.5%、7.75%縮小するとの試算を示している。さらに、「無秩序な離脱」（(2)の(イ)）の場合、18年11月時点の予測との比較で、18年から23年の5年間で実質GDPを最大で8.0%縮小させ、住宅価格を最大で30%、商業用不動産価

⁵⁷ 例えば18年8月に公表されたIMFの試算によると、合意なき離脱となった場合、離脱しなかった場合と比較して長期的にEU域内のGDPが1.5%減少し、雇用の0.7%が失われるとしている。

⁵⁸ National Institute of Economic and Social Research（NIESR）

⁵⁹ 英国のEU離脱方針の詳細をまとめた白書で、後述するチェッカーズ・プランの内容をより具体的に示したもの。詳細は付論1を参照。

⁶⁰ メイ首相が18年7月に取りまとめた英国のEU離脱に関する包括的な指針。詳細は付論1を参照。

⁶¹ EU非加盟国を含む欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国がEUの単一市場にアクセスできるよう、94年1月1日にEFTAとEUの間で発効した。現在、EU28か国にEFTA加盟国であるノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランドを含めた31か国で構成。加盟国はEU域内市場で、人、モノ、サービス、資本を自由に移動できるが、広範なEU法への準拠が求められる。また、一定額の拠出金も支払う必要がある。

⁶² EUの主要なFTA締結相手国には、日本（日・EU経済連携協定（EPA）、2019年2月発効）、スイス（1973年発効）、韓国（2015年発効）、シンガポール（2018年10月署名）、カナダ（包括的経済貿易協定（CETA）、2017年9月に暫定適用開始）、ベトナム（2015年12月に交渉妥結）が含まれる。

格を48%下落させる可能性があることを明らかにした。

一方、英国国立経済社会研究所（NIESR）では、英国のEU離脱によって、英国が仮にEU残留を選択した場合と比較して、30年時点でどの程度実質GDPに影響を及ぼすかを試算した。そこでは、(1)EUとFTAを締結したケース、(2)バックストップが発動されたケース、(3)合意なき離脱に至った場合の3つのシナリオについて試算した結果、実質GDPは、(1)のケースで3.9%、(2)のケースでは2.8%、(3)のケースでは5.5%それぞれ縮小することが示されている。バックストップが発動されたケースよりもEUと自由貿易協定を締結するケースの方が実質GDPの縮小が大きい理由は、EUと同一の関税同盟にとどまるバックストップと比較して、EUと自由貿易協定を締結することは、新たに関税や非関税障壁を発生させることとなり、特に英国の主力産業であるサービス業の輸出が大きく制限されると想定されているからである。

以上のような経済的影響が予測される中、英国政府は、19/20年度の予算案においてEU離脱に備えた予算として、17年秋季財政報告で本予算案に計上を予定していた15億ポンドに加えて、更に5億ポンドを追加することになった。しかし、本予算は合意が成立した場合の経済状況を想定して作成したものであり、予算作成に携わったハモンド財務相は、合意なき離脱に至った際は新たな緊急予算が必要であることを明らかにしている。

また英国政府は、EU離脱後に、欧州以外との貿易関係についても強化する方針を打ち出し、英国の財・サービスの輸出額を対GDP比率で、17年の30%から35%に引き上げる戦略を打ち出した。具体的には、潜在的に輸出能力を有する企業に対して、企業間で相互の経験や知見を共有しあうピア・ラーニング（協働学習）を通じた輸出奨励、情報共有、海外市場とのマッチング、金融面での支援を通して輸出促進を図っていくとしている。

第2-4-52表 英国のEU離脱がもたらす英国経済への影響

A. 英国政府による予測

	合意なし	FTA締結	EEA参加	離脱白書	
				非関税障壁が低いケース	非関税障壁が高いケース
労働力流入に変更がないケース	▲7.7%	▲4.9%	▲1.4%	▲0.6%	▲2.1%
EEA地域からの労働力流入がゼロになるケース	▲9.3%	▲6.7%	不明	▲2.5%	▲3.9%

(備考) 1. 英国政府 (2018年11月) より作成。
2. EU離脱から15年後、実質GDPがEU残留シナリオとの比較でどれくらい変化したかを表す。

B. イングランド銀行 (BOE) による予測

1. 2023年の実質GDPに与える影響

(1) EUとの経済パートナーシップが締結された場合

シナリオ	2016年5月の経済予測との比較	2018年11月の経済予測との比較
財やサービス貿易で通関や規制障壁が発生しないケース	▲1.25%	1.75%
通関や規制障壁が発生するケース	▲3.75%	▲0.75%

(備考) 1. BOE (2018年11月) より作成。
2. 2016年5月 (EU離脱を問う国民投票直前) と2018年11月 (直近) の経済予測との比較でどれくらい実質GDPが落ち込んだかを表す。

(2) 合意なき離脱が実現しかつ移行期間が設定されなかった場合

シナリオ	2016年5月の経済予測との比較	2018年11月の経済予測との比較
混乱を伴う離脱 (Disruptive)	▲7.75%	▲4.75%
無秩序な離脱 (Disorderly)	▲10.5%	▲7.75%

(備考) 1. BOE (2018年11月) より作成。
2. 2016年5月 (EU離脱を問う国民投票直前) と2018年11月 (直近) の経済予測との比較でどれくらい実質GDPが落ち込んだかを表す。

2. 2018年から23年までの5年において、「合意なしかつ移行期間が設定されないケース」が各種指標に与える影響

シナリオ	実質GDP	失業率	消費者物価 上昇率	住宅価格	商業用不動産 価格	政策金利	
						離脱後3年間の 平均金利	最高
混乱を伴う離脱 (Disruptive)	▲3.0%	5.75%	4.25%	▲14.0%	▲27.0%	1.5%	1.75%
無秩序な離脱 (Disorderly)	▲8.0%	7.5%	6.5%	▲30.0%	▲48.0%	4.0%	5.5%

(備考) 1. BOE (2018年11月) より作成。

2. 実質GDP、住宅価格、商業用不動産価格は、2018年11月時点での予測と比較した、2018年から23年までの5年間における最大の下落率を表す。また、失業率とインフレ率は、同様の設定の下、2018年から23年までの5年間における最大の上昇率を表す。

3. 「混乱を伴う離脱」、「無秩序な離脱」については本文参照。

C. 英国国立経済社会研究所 (NIESR) による予測

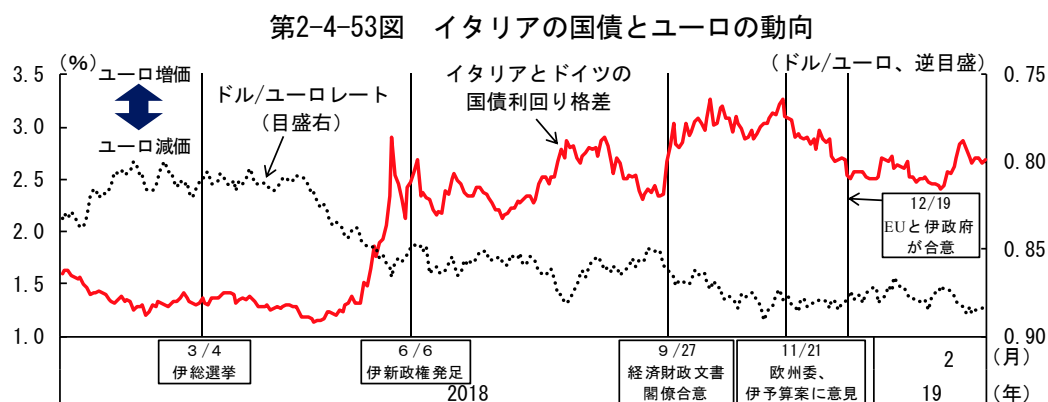
シナリオ	2030年におけるEU残留シナリオとの比較でみた 実質GDPの変化
合意あり (FTA締結のケース)	▲3.9%
合意あり (バックストップ発動のケース)	▲2.8%
合意なし	▲5.5%

(備考) 1. 英国国立経済社会研究所(NIESR) (2018年11月) より作成。

2. FTAは、離脱協定で合意された案。

3. イタリアの19年度予算案をめぐる動き

イタリアでは、18年6月にEUに懐疑的な「五つ星運動」と「同盟」の2党による連立政権が発足した。両党が選挙公約として掲げていた政策が、19年に予定されていた付加価値税率22%から24.2%への引上げ凍結、個人所得税や法人税へのフラット税導入⁶³や、ベーシックインカム（1人当たり月額780ユーロを保障）の導入、早期退職制度導入と年金受給開始年齢の66歳7か月から62歳への引下げ、といった財政拡張的なものであったため、政権発足直前の5月末以降、イタリア国債が大きく売られ、財政リスクプレミアム（ドイツ国債との国債利回り格差）が大幅に拡大するとともに、ユーロ減価にも一部寄与しているとみられる（第2-4-53図）。



(備考) 1. ブルームバーグより作成。

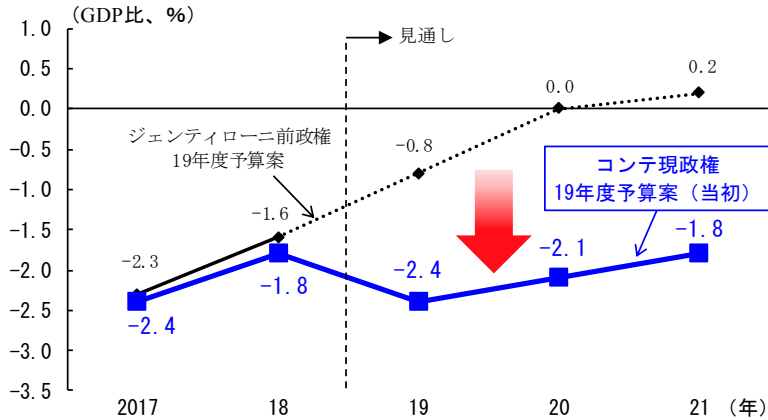
2. イタリアとドイツの国債利回り格差は、イタリア10年国債利回りードイツ10年国債利回り。

10月15日に欧州委員会へ提出された19年度予算案では、19年度の財政赤字はGDP比2.4%になるとされるなど、前政権が18年4月に欧州 Semester⁶⁴に際して欧州委員会に提出した「安定化プログラム」と比べて財政再建の取組が大きく後退したものであった（第2-4-54図）。このため、欧州委員会は10月23日にイタリア政府に対し、加盟国の財政規律を定めた安定成長協定に基づく義務に「特に深刻に違反している」として19年度予算案の修正を求めるとともに、修正案を3週間以内に提出するよう求めた（第2-4-55図）。欧州委員会が加盟国に予算案を差し戻すのはこれが初のケースであった。

⁶³ 個人所得税率を年収に応じて15%と20%の2区分、小規模事業者・自営業者向け法人税率を15%とした。2017年のイタリアの個人所得税率は23~43%、法人税実効税率は24%（金融機関は27.5%）であるため、事実上の減税策となる。

⁶⁴ 本節脚注25参照。

第2-4-54図 コンテ現政権における財政収支見通し



(備考) イタリア経済財政省より作成。

第2-4-55図 欧州委員会が指摘した問題点

(1) 2019年度予算案 (ジェンティローニ前政権による) に対する欧州委員会の勧告からの逸脱

	欧州委員会勧告 (2018年7月13日採択)	イタリア予算案 (2018年10月15日提出)
財政支出の伸び	0.1%以内	2.7%
構造的財政赤字 (対GDP比)	0.6%削減	0.8%増加

(2) 一時的な歳入減
2019年に予定されていた付加価値税率引上げ (22%→24.2%) の凍結に伴い、歳入がGDP比-0.1%となっていること

(3) 経済見通し
予算案の前提となる経済見通しの内容に著しく下方リスクがあり、かつイタリア議会予算局の承認が得られていないこと

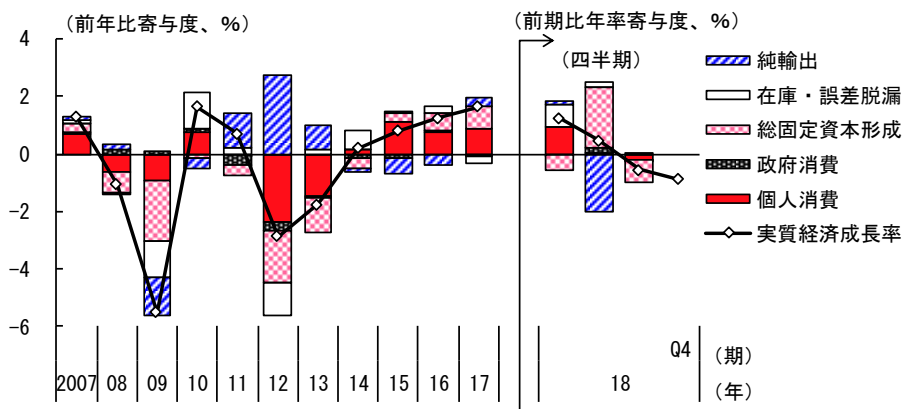
(4) 一般財政赤字
前政権が4月に欧州委へ提出した「安定化プログラム」からかい離
2019年の財政赤字は、0.8% (前政権案) から2.4%へ拡大

(備考) 欧州委員会より作成。

これに対しイタリア政府は、予算案がEU規則に抵触していることは認識しているものの、近年の低成長 (第2-4-56図) を踏まえ、財政規律よりもまずは経済再建を優先するとの方針を示し、ほぼ原案を維持した内容の修正案を11月13日に欧州委員会へ提出した。これを受け、欧州委員会は、欧州連合機能条約 (TEFU: Treaty on the Functioning of the European Union) 第126条第3項に基づく過剰財政赤字の有無を認定する報告書を11月21日に公表するとともに、欧州委員会の勧告に対する、「特に深刻な財政規律違反である」との意見を採択し、過剰財政赤字是正手続 (EDP: Excessive Deficit Procedure) の適用が正当化されるとした。12月3日に開かれたユーログループ (ユーロ圏財務大臣会

合)では、「欧州委員会の判断を支持し、イタリアに対し安定成長協定を遵守するために必要な措置を講じるよう勧告するとともに、欧州委員会とイタリア政府が続けている対話を支援する」との声明が発表され、まずは欧州委員会とイタリア政府との協議に委ねられた。

第2-4-56図 イタリアの実質経済成長率（需要項目別）



(備考) イタリア国立統計研究所より作成。

この結果、12月19日にイタリア政府とEU加盟国及び欧州委員会との間で19年度の財政赤字GDP比2.04%、19年の実質経済成長率見通しを1.0%に引き下げることで合意⁶⁵し、過剰財政赤字是正手続（EDP）の開始は回避された。ただし、欧州委員会は、財政赤字比率を同目標以内に収めるべく必要な措置が実際に講じられるか引き続き監視する必要があるとしている。

こうした19年度予算案をめぐる政治的・政策的不確実性の高まりを機に拡大したイタリアの財政リスクプレミアムは19年2月時点でも縮小に至っていない（前掲第2-4-53図）。イタリア国債金利の上昇はまた、銀行の自己資本比率低下を通じて企業の資金調達環境の悪化を招き、18年7～9月期に実質経済成長率がマイナスに転じる主因ともなった。10～12月期も前期に続きマイナス成長となり、イタリアは景気後退入りしたとみられている。また、19年1月にはイタリア中央銀行が19年の実質経済成長率見通しを12月時点の1.0%から0.6%へと大幅に引き下げており、今後の景気動向と、イタリア政府のEUとの合意内容の遵守については予断を許さない状況となっている。

⁶⁵ EU規則によりEU加盟国は12月31日までに各国議会において予算を採択することとされている。

4. ユーロ圏及び英国経済の見通しと主なリスク要因

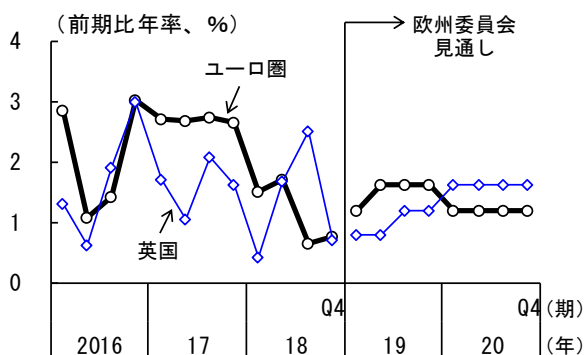
(1) ユーロ圏及び英国経済の見通し

ユーロ圏の景気は、雇用情勢の改善による所得の向上に支えられた個人消費及び緩和的な金融政策や企業による能力増強投資への需要等に支えられた設備投資の緩やかな増加により、引き続き、内需にけん引されて基調としては一部に弱さがみられるものの、緩やかな回復傾向で推移することが期待される。

英国では、長期化するEU離脱問題に係る不透明感の影響から、企業の設備投資や家計消費が抑制され、景気は弱い回復が続くと見込まれる（第2-4-57図）。

国際機関による経済見通しは、公表元は異なるものの、各種指標の弱い動きを受けて時間を経るに従い大幅に下方改定されている（第2-4-58表）。このような改定の背景として、ユーロ圏、英国いずれについても、(1)英国のEU離脱問題等政治的不確実性の高まりや(2)通商問題をめぐる緊張の高まりや中国経済の減速等による外需の伸びの鈍化⁶⁶、(3)景気減速に伴う企業及び消費者マインドの一層の悪化が挙げられており、これらの動向によっては景気が更に下振れするリスクがある。特に、英国のEU離脱がEUとの合意がないまま行われた場合には、英国のみならずユーロ圏も景気が大幅に悪化するおそれがある。

第2-4-57図 ユーロ圏及び英国
の実質経済成長率



(備考) 1. ユーロスタット、英国統計局及び欧州委員会より作成。
2. 見通しは前期比で公表されるため、内閣府で年率換算。

第2-4-58表 ユーロ圏及び英国の
国際機関による見通し
(前年比、%)

		2019年	2020年
OECD (2019年3月)	ユーロ圏	1.0	1.2
	ドイツ	0.7	1.1
	フランス	1.3	1.3
欧州委員会 (2019年2月)	ユーロ圏	1.3	1.6
	ドイツ	1.1	1.7
	フランス	1.3	1.5
IMF (2019年1月)	ユーロ圏	1.8	1.6
	ドイツ	1.5	1.3
	フランス	1.5	1.5

(備考) OECD “Economic Outlook, March 2019 (Interim)”
欧州委員会 “European Economic Forecast, Winter 2019 (Interim)”
IMF “World Economic Outlook Update, January 2019”
より作成。

⁶⁶ OECD(2019)によると、世界経済の成長率は、19年は3.3%、20年は3.4%と、18年の3.6%から鈍化する見込み。

(2) ユーロ圏及び英国経済の主なリスク要因

18年後半に入り、世界的に政治的・政策的リスクはますます高まっており、ユーロ圏及び英国の景気への影響が顕在化し始めている。

(英国のEU離脱問題等欧州内外での下方リスクの高まり)

ユーロ圏及び英国経済に対する当面の主なリスク要因として、EU域外では、第1章で取り上げた米中貿易摩擦等通商問題の動向、中国経済の先行き、アメリカの財政金融政策動向や金融資本市場の変動等が挙げられる。

また、EU域内では、英国のEU離脱に係る不確実性の高まり、イタリア予算案をめぐる金融資本市場の混乱に加え、WLTPへの対応の遅れによる自動車業界の低迷の長期化等が挙げられる。

また、EUとアメリカは、18年7月25日、自動車を除く工業製品に対する貿易障壁の撤廃に向け交渉を開始し、交渉期間中は自動車を含め新たな関税を発動しないことで双方が合意しているものの、19年2月の段階では通商交渉はいまだ合意に至っておらず、今後の動向には引き続き注視が必要である。

(反移民や反EUを掲げる政党の躍進)

17年は欧州において多数の国政選挙が行われ⁶⁷、反移民や反EUを掲げる政党の躍進が目立ったが、18年も引き続きその動きは衰えていない⁶⁸。

EUの政治・経済全般をけん引してきたドイツでは、17年9月の総選挙に引き続き、18年10月に行われたバイエルン州及びヘッセン州議会選挙においては、連立政権の政策運営に対する国民の不満が高まりを反映して野党が大幅に議席を伸ばし⁶⁹、そうした中で反EU、反移民等を掲げる政党⁷⁰も結党以来初めて一定の議席を得ることとなった。これらの州

⁶⁷ 17年6月に英国、フランス、スペイン、9月にドイツが実施。

⁶⁸ イタリアやドイツ以外においても、例えばオーストリアでは、17年12月18日に中道右派の国民党と反移民を掲げる自由党による連立政権が発足した。オーストリアは18年後半のEU議長国でもある。ベルギーでは18年12月18日にミシェル首相が辞意を表明し、19年5月に予定されている総選挙を待って辞任することとなったが、そのきっかけは10日に国連移民対策の国際的な枠組みである「安全で秩序ある正規移住のグローバル・コンパクト」にミシェル首相が賛同したことに対し連立政権を構成する右翼政党が反発し、政権から離脱したためであった。また、ユーロ圏外では、17年10月のチェコ下院選でユーロ懐疑派の政党が議席を伸ばしたほか、18年4月のハンガリー国民議会選挙では反移民等を掲げる現首相率いる与党連合が圧勝した。18年9月にはスウェーデンにおいても極右の民主党が躍進し、第3党という位置づけは変わらなかったものの、42議席から62議席へと大きく議席を伸ばした。スペインにおいても、18年12月に行われたアンダルシア自治州議会選挙で13年に発足した極右政党であるボックスが初めて議席を獲得（12議席）した。19年度予算が19年2月に入っても議会を通らず、政権運営が困難になったことから同月15日、サンチェス首相は上下院を解散し19年4月28日に2020年に予定されていた総選挙を前倒しで実施することを決めた。

⁶⁹ 最も議席を伸ばした左派リベラルの緑の党はバイエルン州議会選挙で38議席、ヘッセン州議会選挙で29議席獲得して第2党となった。

⁷⁰ 18年10月28日のヘッセン州議会選挙においては、反移民、反EUを掲げる「ドイツのための選択肢 (AfD)」が獲得

選挙において与党キリスト教民主同盟（CDU）と、姉妹政党であるキリスト教社会同盟（CSU）が歴史的敗北を喫した責任を取り、メルケル独首相はCDU党首を辞任する旨を表明し、18年ぶりに党首が交代することとなった⁷¹。このように、野党が議席を増やす一方で、大連立を組んでいた二大政党のCDU/CSU及び社会民主党（SPD）が大きく議席を減らしたことにより、メルケル独首相の政権運営は一層困難となるが見込まれている。

また、ドイツとともにEUの統合強化に向けた改革を積極的に推進してきたフランス⁷²においても、マクロン仏大統領が急速に進めてきた構造改革への反発から18年11月17日以降の毎週末、各地で低・中所得者層を中心とした大規模なデモ⁷³が行われ、マクロン仏大統領の支持率が大幅に低下するとともに、経済的にもサービス業を中心に多大な損失⁷⁴が生じた。マクロン仏大統領は、事態の收拾を図るため19年1月からの燃料税増税を見送ることを決定した上で、18年12月10日には非常事態宣言を出し、低・中所得者層向けの施策を急ぎ講ずること⁷⁵を表明した。こうした対応にもかかわらずデモが終息しなかったため、19年1月13日には国民向けに書簡を発表し、同年3月にかけて税制や公共サービス等をはじめとした社会問題に関し国民の声を聞き解決策を探る対話集会を

した議席数は137議席中19議席であった。

⁷¹ 首相については任期満了（21年秋）まで続投する意向を示している。これまでメルケル独首相は党首と首相を同一人物が兼務することを重視してきたが、制度上は異なる者が就くことができる。18年12月7日に実施されたキリスト教民主同盟（CDU）の党首選において、メルケル独首相の中道路線を基本的に継承するクランプ＝カレンバウアー氏が選出された。ただし、同党が大敗した原因となった移民政策に関しては同月9日、19年5月に実施される欧州議会選挙の前に党の移民政策を変更する旨を発表しており、従来の積極的な受入れ路線が変更される可能性がある。

⁷² フランスのマクロン大統領は17年9月、EU改革案を示し、10年のギリシャ危機のような緊急事態に対するユーロ圏経済の抵抗力の強化を目的として、ユーロ圏内の南北格差是正を図るため、ユーロ圏共通予算や財務相の設置、ユーロ圏共通の預金保護制度導入による銀行同盟の創設のほか、過剰債務に陥った国に緊急融資を行う欧州安定化メカニズム（ESM）を発展的に改組した欧州版国際通貨基金（EMF）の設立等を提唱した。ドイツと協議した結果、共通予算創設及びEMF創設に関して合意し、独仏共同提案として18年6月28～29日に開催されたEU首脳会議に提出。このうち、共通予算制度については、18年11月19日に開催されたユーロ圏財務相会合（ユーログループ）において素案が独仏共同提案として示された。当該案では、共通予算制度はEU予算の一部として位置づけ、ユーロ加盟国19か国により共同運用するものとされ、具体的な規模への言及はなかったものの、21年までに設置を目指すとしていた。しかし、18年12月4日のEU経済財務相理事会で加盟国の合意が得られなかったため、当初12月13～14日のEU首脳会議において包括的な合意を得ることを目指していたが、先送りとなった。

⁷³ 「黄色いベスト（ジレ・ジョーヌ）運動」と呼ばれる。黄色いベストとは、フランスにおいてドライバーが車両故障の際、安全のために着用を義務づけられている黄色い蛍光色のベストのことを指す。デモに参加する際に着用するよう呼びかけられたことから命名。

⁷⁴ ル・メール仏財務相は、12月10日時点で10～12月期の実質経済成長率を前期比で0.1%ポイント押し下げるという見解を示し、また、同日フランス中央銀行も同成長率見直しを、デモによる小売業をはじめ広範な分野において影響が生じているとして、同成長率の見直しを11月時点の前期比0.4%から0.2%へ引き下げた。

⁷⁵ 18年12月10日発表。19年1月より手取りが現行1,185ユーロの最低賃金を月額100ユーロ（約1万3,000円）引き上げるほか、残業代への非課税の前倒し施行、18年1月から引き上げられていた社会保障税について年金支給月額2,000ユーロ以下の退職者に対しては増税を撤回することや、18年末のボーナスを非課税とすることとした。なお、これらの施策の実施には80～100億ユーロ程度要すると見込まれている。このほか、18年1月により130万ユーロを超える純資産及びその取引全般にかかる0.5～1.5%の累進課税である富裕税（ISF）を廃止し、代わりに同額以上の不動産資産及び取引のみを対象とした不動産富裕税（IFI）を導入していることについても、デモ隊は富裕層優遇であるとして撤回を要求していたが、こちらについては富裕層の国外流出を理由に拒否した。

開催した。しかしながら19年2月も引き続きデモが続けられたため、マクロン仏大統領は19年5月の欧州議会選挙に合わせて自身の政権公約に関する国民投票実施の検討に入った。一連の譲歩により、マクロン政権が最優先課題としてきた財政再建⁷⁶に遅れが生じることが懸念される。

以上のようなドイツ、フランス両国における政治的な不安定性の高まりに伴い、EUの統合強化に向けた改革への機運が大きく後退することが懸念される。また、19年5月23～26日には欧州議会選挙⁷⁷が実施される予定であるが、その際にも反移民、反EUを掲げる政党が大きく議席を伸ばし、欧州における反EUの動きが一層加速する可能性が指摘されている。

⁷⁶ 当初19年度の財政赤字対GDP比2.8%以内としていたが、これら一連の対応策の実施に伴い3.2%程度に抑えたいと18年12月16日段階でフィリップ仏首相が述べている。安定成長協定の基準である一般政府財政赤字対GDP比3%以内を超えることになるが、欧州委員会の見解は、イタリアと異なり、今般のフランスのケースは限定的、一時的、例外的な状況であって中期目標から一時的に逸脱することが認められるとの見解を示し、最終的なフランスの19年度予算案の財政赤字の基準からの逸脱が一時的（2年連続で財政赤字の対GDP比が3%を超えない）かつ限定的（19年度の財政赤字対GDP比が3.5%を超えない）であるかは、19年5月に評価するとした。

⁷⁷ 欧州議会は28の加盟国から直接選挙で選出された議員で構成される立法機関で、比例代表制（定員は各国の人口に配慮し配分、各国国内選挙法に基づき実施）により選出され、5年ごとに実施される。なお、現在の定員は751名であるが、英国のEU離脱に伴い、英国が現在保有する73議席のうち、46議席を削減し、残りの27議席は再配分されるため、19年の選挙時の定数は705となる。